

中近東・アジア諸国の 婦人の地位の現状と問題点

昭和48年度婦人関係行政セミナー
カントリー・レポート

昭和51年11月

労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では、かねてより海外技術協力事業団の行う、海外技術運動計画に協力して、東南アジア・中近東諸国の主として婦人関係行政を担当する中堅婦人行政官を対象に、婦人問題に関する研修（婦人関係セミナー）を実施してきた。

昭和44年にスタートした。この事業は、その後、順調に回を重ね、これまでに延20ヶ国、67人の参加があった。

この小冊子は、昭和48年度の婦人関係行政セミナーに参加したこれら各国の研修員の提出した、カントリー・リポートを翻訳、要約したものである。

これらの国における婦人の現状を理解する上での何らかの参考となれば、さいわいである。

昭和51年11月

労働省婦人少年局

「中近東・アジア諸国の
婦人の現状と問題点」

正 誤 表

ページ	行 目	正	誤	ページ
1	下から2-3	ホームエコノミクス 家庭管理関係	ホームエコノミクス 家庭・家族法関係	12
2	11	実施されている	実施している	15
3	7-8	その	この	17
4	10	労働法規	労働法現	22
5	1	各職業群別	各職業部別	26
6	15-16	解決なくして	解決法として	33
7	11	深く浸透	深く浸透	37
8	17	高く	高久	39
9	10	多くの	多久の	41
11	4	獲得	確保	44
12	4	全く	全久	47
12	下から7	鉱山関係—1.2	鉱山関係—1.2	49
13	3	124.9百万	124.9百万	
13	3-9	上記に準じて数字に含まれる() を(・)に訂正		
14	5	それ	これ	
15	3	選り好みする	選り好みを する	
16	8-9	Occupational — Educa- tional Pattern of Employment	Occupational — Educational Pattern of Employ	
16	10	Occupational Pattern in India — Private Sector	Occupational Pattern in India	
17	12	とも述べた同首相は	とも述べた。	
19	10	多くの	多久の	
21	下から2	墮落させた	墮落させた	

目 次

中近東・アジア諸国の婦人の地位の現状と問題点

昭和48年度婦人関係行政セミナー

カントリー・レポート

ページ	行 目	正	誤
24	1	ガイドライン 基本的誘導指標	基本的誘導指標
27	6	2,883	2,383
31	下から4	他の多くの国	土地の多くの国
35	最 後	全く男子に ……	全久男子に ……
36	下から2	4.4%	4.4%
37	下から9	少々乍ら	少い乍ら
42	12	重婚の非合法化	重婚の非合法化
42	13-14	義務づける	義務務づける
42	15	重婚に因る弊害：一	重婚に因る弊害一
42	17	漸く法の	漸久法の
42	下から6	婦人班の新設：	婦人班の新設：
44	下から6-5	維持その他。	維持そ

エジプト・アラブ共和国 ……………	1
バングラディシュ ……………	7
イ ン ド ……………	11
インドネシア ……………	20
韓 国 ……………	25
ラ オ ス ……………	31
ス リ ラ ン カ ……………	34
マ レ ー シ ャ ……………	39
フ ィ リ ッ ピ ン ……………	43

エジプト・アラブ共和国

報告者・ハリル・サナ・アティフ

エジプト政府社会省訓練部
業務指導課女子訓練担当官

I. 概 観

1. エジプトの婦人は、帝国主義の影響の故に、社会の進歩からとり残され、永年の間、後進的な存在であつた。しかし現にそうであるように、男子と同等の地歩に立つことを目指して、苦闘し続けてきた。
2. 1952年7月の革命の結果、新時代の黎明がアラブ国民及びエジプト婦人に訪れてきた。
3. 家庭における婦人の地位をはじめ、教育・雇用・政治・社会の各分野における婦人の現状を検討すれば、エジプト社会の発展と幸せな未来の実現をめざす婦人の貢献と成長ぶりがわかる。

II. 家庭と婦人

1. 家庭における婦人の役割として、家計費の支出の決定への発言、家族計画の実践、ならびに、育児等が期待されている。ホームメーカーとしての婦人達のために、政府は家庭・^{ホームエコノミックス}家族関係法規の整備、保健・社会福祉関係のサービス、家族計画及び家庭管理関係の指導援助のための多様なプログラムを実施している。

2 家族法—家族関係に関する法律は主として「シャリア」(回教の法典)を根拠に制定されている。下記はその主な規定である。

- 婚姻許可の最低年齢・—女子—16才、男子—18才。
- 離婚は夫の権利であり、妻の側からの離婚申し立ては、法廷の訴訟を通じてのみ可能。
- 離婚に付随する、子供の後見の問題については、男児は9才、女児は19才に達するまでは母親に権利がある。

Ⅱ 母子の保健・福祉

- 1 保健省は、育児の指導援助のために種々のプログラムを運営している。(母子保健サービス事業は、都市と農村の双方の地域共に、広範曲に実施している)1971年現在、全国で、母子保健センターもしくは、同単位組織体は2023を数え、且つ、このサービスを受けた妊産婦は1291000人、同じく子供は2786000人にのぼっている。これら保健センターでは、保健教育プログラムを用意、育児のための指導・援助を行なっている。

- 2 社会省は各家庭向けに多様な啓蒙プログラムを運営し、このための模範指導機関を設けている。全国でこのたぐいの機関は35ヶ所あり、1971年中に6142家庭がこのサービスを享受したことになる。

- 3 家族計画—については、国としての一定の方針が樹立されており、すべて、これに従って運営されている。1970年現在、農村ならびに都市の両地域を通じて、3030ヶ所の家族計画指導センターが存在。このサービスを受ける女子は毎月633603人を数えている。

- 4 ホームエコノミックス(家庭管理法)普及のためのサービス活動は、農村部、都市部共に社会館(ソーシャル・センター)、婦人クラブ及びこれらの組み合わせ的なユニットの行事・活動等を通じて提供されている。

Ⅲ 教育訓練と婦人

- 1 教育制度の上で、男女差別はない。小学校から大学レベルに至るまで誰でも、教育を無料で享受できる。中でも、小学校教育は、男女共に、義務的なものである。6年制(6~12才)で、一般教育を授ける。この大半は共学制をとっている。
- 2 1960年より70年にかけては、義務教育を受ける者の数は着実に上昇の傾向を示した。女生徒の登録数は1/3、男生徒については1/2以上の増加があった。1970年において、小学校に就学していた少女達の数は、1422000人であった。これは、教育のこの段階にある生徒全体の38パーセントにあたる。
- 3 予備教育(Preparatory education)は3年間(12~15才)にわたる総合的初等教育の延長たるものである。この段階での女子の登録は10年間に3倍以上にふえた。予備校(Preparatory school)に在籍の女子は375000人。これは全学生の32パーセントに当る。
- 4 中等教育は一般及び技能の両課程から成っている(3年間)。一般教育課程は予備校の延長であり、技能教育は、工業、農業、商業、教員養成等のためのものである。過去10年間に、中等教育一般課程への女子の就学は、3倍に、技能課程については、5倍に増加した。1970年現在、中等一般教育を履修中の女生徒は95000人、同技能課程に在籍する女子は74000人で、計、全生徒の32パーセントを占める。
- 5 1960年より68年にかけて、大学進学者は増加の傾向にあり、中でも、女子学生は、男子よりも速いテンポで急増している。これは、純

学理的な研究分野、実務的、技術的課程のいずれについてもいえることである。1970年現在、48000人の女子が大学、その他の高等教育の府に在籍中で、これは、大学生全体の24パーセントに当る。

- 6 職業訓練のプログラムを受講中の女子は、登録者全体の22.5パーセントを構成している。

IV 雇用と婦人

- 1 女子雇用者はおおむね仕事の主要部分における責任を分担している。次に掲げる表は女子就業人口（女子全人口の約3割）の各職業群別の分布を示す。（注1）
- 2 労働法現の大半は、ILOの諸条約と事実上一致する。（アラブ共和国連合労働法—1959年法律第91号）女子の雇用に差別待遇はないものとされ、且つ、男子労働者と同じ法律が適用される。同法には、母性保護の基本的規定も含まれている。大学卒業者の雇用については男女双方ともに政府が責任を負うことになっている。

各職業群別女子就業状況

職業群の種別	労働者数			
	男子	女子	全労働者 実数	%
専門・技術職及び全関係職	166997	47917	214914	31
管理職	70967	3562	74529	11
事務職	237669	11338	249007	36
販売職（農夫・漁夫及び関係職）	3542007	122212	3671289	535
鉱山労働者及び採石工	11854	7	11861	0.2
運輸・通信関係労働者	206720	1003	207723	3.0
工芸関係労働者	1057104	38512	1095616	16.0
サービス・スポーツ・レクリエーション関係	543480	95080	638560	9.3
職業により区分不能な労働者	117845	33909	151754	2.2
総計	6472119	391271	6863390	100.0

V 政治・社会と婦人

- 1 憲法（1956年制定）は「男女は政治的・社会的権利を同等に享受し、且つこれらの権利は、保障されねばならない」と謳っている。
1971年現在、選挙人名簿に記載の女子は907,384人。但し、選挙権の行使は男子とは異なり強制的ではない。
- 2 1971年制定（永久）憲法は「国家は女子がその職業と家庭責任を両立できるよう保障するものであり、且つ、政治、社会、文化或いは経済的側面のいずれを問わず、また「シャリア」（回教の法典）の定めを侵犯することなく、生活のあらゆる側面において男子と同等の地歩に立つものとみなす」と述べている。
- 3 現在、アラブ社会党（ソーシャル・ユニオン）の女子党員は

注1—「1970年ILO年鑑」

228930人(全党員の4.8%)。これらの女子は、地方選挙に於て非常に多くの議席(1573)を獲得した。婦人への信望は次第に高まりつつあり、現在、国会議員として7人選出されている。更に、婦人大臣の出現もみえており、その実績、能力も評価されている。

4. 民間団体：一全国には約170の婦人団体があり、会員数、あわせて約18000人。その大半は主婦であり、社会福祉のボランティアとして活動している。

5. 労働組合・社会的活動：一女子の社会的活動は主に、労働組合や民間団体を通じて行なわれている。1949年、組合の執行メンバーに初めて婦人が選ばれた。全国の女子労働者1100000人の中、200000人が組合に加入している。また、この中には、中央レベルで指導的役割を果たしている者もいる。

Ⅶ 当面の問題点と対策

1. 問題点：一エジプトにとって、最も深刻な問題として、無学・文盲がある。しかも女子は其中で、75.8%を占めている。この難題の解決法として、女性の潜在能力の伸長、ひいては、地位の向上はあり得ない。

1970年、文盲撲滅に関する法律(第67号)の制定をみた。それを受けて、1971年～1972年には、全国で197ヶ所の読み書き指導センターが女子のために設置された。その受益者、16383人。この問題に関係あるすべての政府機関は、民間団体の協力を得て、女子に読み書きの能力をつけるためのプログラムを全国的に展開する筈である。

2. 政府の婦人対策方針：一これは次の通りである—

- a. もろもろの地域開発プログラムへの婦人の参加協力を促進。
- b. 家庭の主婦としての女子の役割の奨励。
- c. 女子の政治的権利の行使の促進・改善をはかり、各地域社会の問題解決のために積極的に対処、努力するよう、指導・援助。

バングラディッシュ

報告者：タヘラ・シヤフイク

バングラディッシュ・政府労働社会福祉省
放浪者取締官

I 序 説

総面積55126²のバングラディッシュ国は農業国である。過去9ヶ月にわたる解放戦争は漸く、終り、今や、その能力を結集しての再建途上にある。パドマ、ブラマプトラ、メグナ、ジャムナ河といった、大河の流域に位置するその国土は、豊沃な三角地帯である。内乱発生以前の総人口は7500万人。女子はその約半分を構成している。全人口の約88パーセントは農村部に居住している。読み書き可能な人口の率は、悲観視するに及ばぬにしても、相当に低い。この点、女子については詳細不明である。

II 婦人の地位—回顧と現状

1. 回顧—幾千年もの歴史を有するバングラディッシュの人口の約9割は、回教信者である。従つて、その影響はこの国の文化に深久浸透、反映されている。最近まで、女子は厳格に、バーダ(Purdah=顔をベールでおおう回教婦人の風習)を守っていた。故に、婦人は通常、家庭内に閉じこもり、ただ主婦として、母親として、責任を果たすことのみ、明け暮れる有様であつた。

2. 現状—しかし、今や、妻・母親としての役割の他に、婦人達は、生活

費の稼ぎ手として、男子と等しく、或いは、夫の仕事の分担者として、周囲の情勢に応じて、家計を助けて、働いている。

現在、婦人の地位は法律により、また、国内の風習により、保障されている。下記はその主な点である。

- ① 相続権
- ② 結婚の絆を断つ—夫を離婚する—権利
- ③ 選挙権及び被選挙権
- ④ 遺贈の権利
- ⑤ 高等教育を受ける権利

娘は父親の遺産を相続するが、その取り分は、息子の相続分の1/2である。妻の取り分は夫の遺産の1/3である。この国の法律は相続法の施行により高麗なまでに、婦人の権利を守るようになった。家父長制の色彩の濃い社会ではあるが、社会生活の中での婦人のための保障は最も優先するたてまえである。

Ⅱ 各分野別婦人の地位

1. 家庭生活—男達に対して「汝等の天国は汝の母のひざ下にあり」と告げる、この国の宗教の教えは、家庭内で女子が高く評価されていることを物語るものといえよう。母親の地位は父親に次ぐ。家庭内で、老母は、その家父長であるところの息子にすら君臨する光景もみられる。農村地域では、今も大家族制がとっている。男性長老の不在の際、家族に關しての決断はすべて、その家の古老婦人が下すならわしである。若い女性には良き花婿が見付かるまでは、最高の庇護をうける。娘の結婚は父親の大切な義務と考えられており、若い女子が身を立てるための最善の方法と了解されている故である。

2. 教育訓練—すべての子供に、基礎教育を授けるとというのが今日の一般的すう勢である。

都市地域には、高等教育を受け最高の学位を取得した若い女子がいる。農村地域においても、娘達を修学させることを奨励する気運が生じている。美術・科学その他種々の専門・技術教育についても、女子に対して研鑽の機会が与えられている。

3. 雇用—男子と同様に、女子は殆んどすべての職域で働いている。しかも、就業分野は、女子の方が或ていど広いとさえいえる。女性判事の任命は未だ実現していないが、辯護士会では、会員として、責任の重いポストにある女性の実務家の例がみられる。他方、医者、エンジニア、建築家、看護婦、ソーシャル・ワーカー、教育家、銀行員、大学教師、研究所の技師等、さまざまな国立機関で多久の女子が働いている。工場、納屋工場、ビジネスの中心地、農園等での、半熟練、不熟練労働もまたその大部分が女子によって支えられている。
4. 政治—国会の議席の総数は315。この中、15議席はとくに、専ら婦人議員のために確保されている。更に、他の300議席についても、女子は、被選挙権を有している。政界をはじめ、社会の各分野において、あらゆる職業分野からの婦人が活躍している。18才以上の女子は選挙権を有し、女子を首相に選ぶについて、何ら制限はない。14名の国务大臣中、① 教育・文化 ② 社会福祉・家族計画の閣僚ポストは、婦人が占めている。

Ⅳ 問題点

家庭における子供や他の扶養家族の世話の主たる責任者は女子である。緊迫した経済とその圧迫及び戦後の社会事情のために、女子がもたらす補充的収入は今や、家庭にとって、不可欠なものになった。しかし、主婦が常時不在のため、家庭と子供は無防備状態で、召し使い達（一般に家庭の経済状態はもはや、その雇用は不能というのが実情だが）の手に委ねられ少年非行を生む結果となっている。

大家族制は次第に崩壊し、代って、核家族の出現となった。そのことは、母親が職場にいる間、家庭での幼児の安全の保障は望めないような事態を招いた。

保育所、幼稚園等の保育施設は不足しており、既存のものも、満足すべき状態にはない。更には、これらのサービスも、利用はいきおい、高収入の階層に限られる点も問題である。

政府は戦争で被災した婦人のため、全国的に、住宅の確保に努め、また、職業訓練センターその他の諸施設を建設し、更生をはかることとしている。何となれば、女子 (women folks) が社会の中で確固たる地位を得ないで、新生国家の明日を背負うべき次代の健やかな成長は、期待できないであろうから。

インド

報告者・ジェー・アンジャン・ダヤナンド、I. A. S.

(タミール・ナド主税局特別事務官)

1 法律上における婦人の地位

1950年のインド共和国の誕生以来、インド国憲法は女子に対して、法律上、同等の権利を保証している。

外国人の目から観察した場合ですらも、1930年代における自由獲得のための斗争時代にスタートした婦人解放が今や、全国津々浦々にゆきわたった事が認められている。憲法制定後、20年、この間、市民権に含まれるすべての権利が女子にも認められることとなった。更に、結婚、相続等に関するヒンズー教の掟も成文化された。その結果、主要な層の婦人は、社会的に男子と同等の地位に置かれるようになった。

今日、インドは、その経済的自立の維持とともに、多年にわたる貧困から緊急に脱出する必要に迫られている。そのため、政府は、国の経済の発展過程の中で、女子の演ずるべき役割の検討に真剣にとりこんでいる。その一環として、国内の婦人の権利と地位に関するすべての問題について総合的な研究を行なうため、国レベルの委員会が組織された。

1 教育・訓練、雇用と婦人

1 雇用

1947年のインド独立以来、1950年には六11の憲法改正がなされ、

A 女子労働の回顧と現状

今世紀の初頭には、低い階層に属する婦人のみが、農園、工場、鉱山等における雇用を求めたものである。その後、これらの婦人達は、全久純粋に経済的ニードから工場で働くようになる。後年、女子は、さまざまな他の職業に就くようになったが、家庭外での婦人の雇用は、いかなるたぐいのものであれ、嫌悪されていた。しかし乍ら、このような状態は、今日では、もはや、一般的ではない。宗教的タブーや社会慣習といった、そのために、多数の婦人の雇用を阻んでいる或種の（社会的影響）力が、今なお存在することは事実である。他方、社会的機構が次第に変化するに従い、女子の雇用機会の拡大に対する社会全般の態度も、肯定的なものに変わりつつある。そして、今日、婦人の雇用に対する反感・敵意はもはや、いかなる分野にも見当たらない。

今日、インドにおいては、いかに高尙な職業、いかに複雑な仕事であれ、あるいは、いかに豊かな経験、熟練を要する仕事であれ、女子に対しても、その門戸は開かれている。

B 女子労働者数

総人口約439百万人の中、男子は226百万人、女子は213百万人。全労働人口は188百万人の中、男子は129百万人、女子は59百万人。（以上1961年、国勢調査）これら女子労働者は下記のように、その分布は広範囲にわたる：—① 農業労働者—47；② 鉱山関係—1.2；③ 家内工業従事者—4.7；④ 製造業—0.8；⑤ 建設業—0.2；⑥ 商業・貿易—0.8；⑦ 運輸業—0.06；⑧ その他—4.4、（以上単位＝百万人）

同じ国勢調査によれば、19～59歳の年齢層に属する人口の中、労働力化していたのは、女子は、45.3パーセント、男子は92.6パーセントであった。これらの実数は、男子、114.8百万人、女子は51.6百万人と推定されている。人口推計にもとづくその後の推移は

下記の通りである：—

	1966年	1971年	1976年
男子	126.9百万	142.6百万	163.0百万
女子	57.1	64.0	74.3
合計	184.0	206.6	237.3

1966年6月現在、女子雇用者総数は、169.3万人、この中、68.8万人が公共分野に、また、100.5万人が私企業の分野に雇用されていた。男子については、153.02万人の雇用者の中、公共関係—93.22万人、私企業—59.1万人。従って、公共分野の雇用者全体の中、女子は7.33パーセント。同じく、私企業分野については1.7パーセント、公私両分野を通じての構成率は11.06パーセントであった。

公共と私企業の両分野を通じて、女子労働者は下記の通り、その分布は広範囲にわたっている：—

職種 or 分野別	百分比
1 専門・技術職	23.1%
2 管理・監督職	1.0
3 事務職	4.0
4 販売職	0.1
5 農・漁・狩りよう関係	0.2
6 鉱夫・石切工	1.6
7 運輸・通信関係	0.5
8 技能・生産工程労働者	19.0
9 サービス・スポーツ・レクリエーション関係	1.2
10 不熟練オフィス関係	2.0
11 その他の不熟練労働者	47.3

（注：—公共分野については、1964年、私企業分野については1963年の数字に拠る）

国の経済の発展する中で、女子の参加は次第に増大している。このことは、組織化された分野での女子雇用者数が1962年～1966年に27万人増を示したことに反映されている。また、この期間、女子雇用の増加率は、男子を凌いでいるのが注目される。当該期間、女子求職者数は男子のこれを凌駕し、急増した。面白いことには、女子求職者の教育レベルは、平均的に男子よりも高かった。

職業あつせん機関での求職者の教育水準男女比較

(1966年6月現在)

	女 子		男 子	
	実 数	百 分 比	実 数	百 分 比
大 学 院 卒	13508	5.2	78666	3.3
後期中学等教育・中間・大学課程卒	14851	6.4	173912	7.4
大学入学有資格者	94789	36.2	511041	21.8
大学入学有資格者以下	136701	52.2	1575505	67.5
合 計	261849	100.0	2332124	100.0

C 女子雇用の隘路

女子の就職あつせんに付随する難点として、下記のポイントが報告されている。：—

① 速記者、看護婦、教師(科学、数学、家政学)販売員代表、司書、受付係等の職種では、そのために必要な経験もしくは資格を具えた求職者がいないこと。この点、職業準備のための技術訓練施設が貧弱なこととも原因している。

② 女子は移動性に欠けること。このことは時として、同一の町や市の内部地域間の移動についてすらいえるばあいがある。

③ 農村地域での就職を敬遠する風潮があること(住宅等の不足が原因)

④ 仕事を選び好みをする傾向のあること。とくに公衆との接触の必要な仕事(例：看護婦、助産婦、衛生指導家庭訪問員等)を嫌う傾向あり。

⑤ 男子と何らかの接渉のあるような職に就くことに親や保護者が賛成しない。

⑥ 概して、ホワイトカラー職種については「狭き門」であり、単純不熟練、低賃金労働関係はそうではない。

⑦ 従来、女子が大勢働いていた、或伝統工芸は次第に機械化されつつあること。

⑧ 或一部の使用者の間には、既婚婦人の雇用を嫌う向きがある。比較的コスト高になるというのが理由。(母性保護休暇や交替制勤務につけられない等)

⑨ 同じく「同一労働同一賃金」で女子を遇することに半信拒否的である。

⑩ 同じく、女子の教育訓練には非常に消極的である。(結婚後、離職する者が多い等の理由)

D 公共分野における女子雇用

公務員については、女子は男子と同等に待遇されるきまりであるにも拘らず、管理・監督的職業に就いている女子の数は、次の表にみられるように、最近においても、稍々固定的に推移している。

管理・監督的職業に就いている女子雇用者

(単位・千人)

各 年 別 女子雇用者	公 共 分 野 *				私 企 業 分 野 **	
	1960	1962	1964	1966	1963	1965
女子雇用者数	10	9	11	12	1.0	1.2
女子雇用者全体 に対する百分率	2.5 %	2.4 %	2.4 %	2.2 %	0.1 %	0.1 %

資料出所: * Occupational-Educational Pattern of Employ
1966 (Public Sector)*

** Occupational Pattern in India-Private
Sector 1963 and 1965*

2. 教育訓練と婦人

最近、注目を浴びている一つの傾向として、高学歴の女子失業者の増加がある。他方、或研究分析の結果、女子就業者の増加と、それらの女子のキャリアーの多様性が、明らかになった。そのことは、いわば、女子のための教育施設の拡大をあらわすものといえる。過去20年間に、大学に入学、在籍する女子学生は、10倍にふえた。しかし、女子のための教育の機会・施設の拡張は、貼せずして、女子の高等専門的教育の成果が途方もなく浪費されるという憂うべき事態を生じている。前述の高等教育を受けた婦人の間で、失業が著増したという現象はその一例である。

B 結 論

以上にみられるように、インドにおいては、その発展途上にある経済の中での女子の役割についての理解・認識が次第に深まりつつある。これに

加えて、男女の間において、敵対的な意識、利害関係が生じることなく、知的な職の上でのパートナーシップを築き得るものであるという社会的意識も育ってきている。

従って、働く能力があり、国の発展のために役立ちたいという積極性と熱意を有するすべての婦人のためには、明るい未来が予見される。

問題点と対策

「……法的にいつて、少数の婦人が傑出するために、男子と同等の機会を得ることが、全体としての婦人の解放を意味するものではない」とは、

1973年の国際婦人同盟の定例会議でのインディラ・ガンディー首相の言葉である。同じ席上、「インドの社会においては、理想と現実の間の矛盾は、今もなお、根強く残っている……インド社会は今や転換期にさしかかっている」とも述べた。同首相は、前途について楽観的であったとも考えられる。

1. 政府は婦人のための福祉の推進に力を入れ、都市部のみならず、広大な農村地域に居住する婦人達をも含めて、大多数の婦人に恩恵を施すよう努力している。そのための施策は次の4項目に分けられる:

(1) 女子のための福祉事業

a. 下記に該当する女性の保護のための寄宿施設と受け入れセンターの設置:-

- ① 生活困窮者と不幸な境遇にある者
- ② 補導を受けた婦女子

b. 婦人福祉団体による若年女子に対する成人教育(家政学、衛生学及び課外活動を含む)、読み書きの学習、手工芸、レクリエーション活動等の機会の提供。

c. 妊産婦(のための)相談・サービスセンターの設置(このたぐいのサービスが容易に得られない土地に新設)

d. 短期集中方式による教育訓練コースの提供。

e 働く婦人（低収入階層の）のための病院の設置。

f 家庭問題の相談機関の設置。

(2) 社会・経済的プログラム

家計補助を目的に、フルタイムとパートタイムの双方について婦人の雇用促進をはかることとしている。

(3) 非行・犯罪の予防対策

婦女子の不道德抑止法（The Suppression of Immoral in Women and Girls Act）を犯して、逮捕された少女の収容救護ホームの新設等のたぐいの措置。

(4) 農村婦人のための施策

a 中央政府による福祉プログラムが実施される一方、各州政府の教育部もまた、女子教育振興のための特別事業に多額の資金を注ぎこんでいる。また、女子専用の特殊な保健・家族計画を実施している。

b この他、州政府の各部門では、多様な特殊分野に働く女子のために、それぞれ独自のプログラムを開発、実施している。例、一農政部では、農業関係の女子雇用者のための訓練キャンプのプログラム。産業部では、婦人の家庭内職の収入増のための講習の提供等。

2 これらすべての努力にも拘らず、男女の間には、質量共に依然として、相当なへだたりが認められる。この点に関して、政府が直面している問題点は、広い意味において、次の通りであるといえる：—

a 若年女子の教育については、伝統的に根づいた偏見があり、農村地帯においては、特にそうである。というのは、農村では、教育は一種のぜいたくと考えられ、そのために、多額の金を支出することは、浪費であると考え、風潮が支配している。更には、婚姻の際、親は持参金のために再度大きな負担を強いられるということにも因る。

b 児童結婚はもはや存在しないが、早婚は決して珍らしいことではなく、相当、裕福な家の間にもみられる。幼少時の婚約はごく普通に行

なわれており、それはまた、女子教育の進歩を阻む、いまひとつの社会的原因でもある。

c 農村では広範囲に貧困状態がみられ、就学費は無料であるが、少女の通学には消極的である。衣料費がかさむというのがその主な理由。また、少女は家事の手伝いをする事が当然、親への義務という社会的通念にも因る。

d 農村では、男女共学システムに対する不信感があるが、政府側では予算の都合で、女子専用校の開設にはふみ切れないでいる。

f 大学入学資格のある若年女子は何にもまして、ホワイトカラー的な職に就く事を望むが、それには様々な障害がある。多久の点で有利な立場にある男性と競合しなければならないこと。女子は、配転を好まないこと等のために、使用者側は、とかく女子の採用を敬遠する。

インドネシア

報告者：ミセス・インドラジャティ・サトリスノ

(社会省次官秘書官)

I 序説 — 国土と人民

インドネシアはアジアとオーストラリアの中間に位置するマレー群島の大部分の島々から成っている。その主なものは、スマトラ、ジャバ、カリマンタン（ボルネオ）、サラウエシ（セレベス）、西イリアン（西ニューギニア）の5島である。

領土の北から南端まで、1,100マイル、且つ、東西の距離2,000マイルに及ぶが、全面積は、735,269平方哩にすぎない。

総人口およそ125百万人。その2/3はジャワ本島、マドラ及びバリ島に集中している。この中、ジャワの人口密度は、一平方哩あたり、250人で、世界最高の部に属する。反面、これらの外側の島々は、人口稀薄である。婦人は、全人口の約1/2を構成し、大半は農村部に居住する。

II 婦人の地位の現状

殆んど半世紀にわたった独立戦争の中で、婦人達の活動にはめざましいものがあつた。その結果、婦人が地域社会での活動を積極的に行うための教育・経済・社会的な機会の利用は、次第に容易になってきている。即ち、憲法は、男女に平等の権利を保障するものであり、国・省・地方の各レベ

ルの議会において、国民を代表する婦人は相当な数にのぼっている。

最近では、家庭の主婦で、生活水準の向上をめざして、再びカレッジに戻り、自己修養に励む者も少くない。婦人にはただ、古来のいわゆる「女の仕事・役割」が通しているという古い概念は、女性の活動範囲の実績が増大するにつれて、次第に影をひそめつつある。婦人のそうした傾向を男性の側においても敬意を払い歓迎している節もある。それは、今日、多くの婦人が書記長、大使、理事長、大学教授等といったたぐいの要職に任ぜられているという事実にも反映されている。しかし、農村地帯の実情はなおも、これとは大いにかけはなれている。多くの地方では、夫が今なお、一家の生活費の稼ぎ手であり、妻の役割りは依然として、家庭内にとどまっているという伝統が守られている。

III 家庭と婦人

家庭は国の基盤をなすユニットである。故に、いかなる事態の下にあつても、完全な姿で残されるべきであると考えられている。国内のある地方では、今も、なお、大家族制度が存在している。昔は、未婚の母や、寡婦は、その親族に扶養されていたものである。しかし、今日では、普通、このたぐいの女達は自活し、それぞれ独自に生活を営んでいる。このことは女子教育の改善・向上に負うところが多い。

IV 教育・訓練と婦人

義務教育制は未だ布かれていない。学校の施設・装備及び教員の不足の故である。学校では、おおむね男女共学制がとられているが、宗教上の理由で、別学制をとるものもある。（回教とカトリック系がそうである）。この種の学校の古風で、宗教的な訓育のやり方は女達を冷淡で、従順且つ依頼心の強い少女・妻・母親に墜落させた。

政府のみの力では、女性が真に必要なとする教育・訓練を行うことは不可

能に近い。それ故、婦人団体、宗教団体、その他の民間の機関・団体が直接関与するはめになっている。農村部では、婦人教育のための特別行事が農閑期を利用して行なわれる。家庭生活の充実を目的に、育児・衣食住・衛生の基本的知識、家庭管理、家族計画等についての授業がある。

教育訓練の標準は男女同等がたてまえになっている。しかし、機会が限られている場合、今もなお、男子の教育が優先されるのが実情である。いうまでもなく、一家の働き手としての将来の役割を考慮する故である。

V 雇用と婦人

1 結婚は必ずしも退職の理由になるとは限らない。また、出産後も引き続き働く傾向は定着したものとなっている。今日では、キャリアの形成や生活水準の向上のために、働くという婦人の権利は一般に受け入れられている。

女子の登用という点においては、政府は、民間企業に比し、遙かに進歩的である。例えば、事務総長、監察局長、省の局長クラスの要職に女子を就任させている。

すべての働く婦人が遭遇する困難の中の最も甚だしいものに、家庭責任と職業の両立がある。托児施設、その他社会福祉的な便宜は未整備であり、さほど高価でもないような既製服や既製食品をはじめとする家事労働省力的な工夫・施設が整っていないことがその遂行を困難にしている。

2 労働福祉

イ ILO第100号条約中の「同一労働同一賃金」の原理は、1957年に、批准され受け入れられた。

ロ インドネシア労働法は、女子労働者のために妥当な保護を与えるものであり、それには次の規定が含まれている。:-

① 女子労働者は出産又は流産の前後、1.5ヶ月の有給休暇を認めら

れている。

② 若干の例外を除いて、女子を夜間(2200~0500)に労働させてはならない。

③ 女子労働者は生理日の第1、第2日には労働の義務を負うものではない。

④ 女子労働者を地下の鉱内で労働させてはならない。

⑤ 授乳を要する幼児のいる婦人は労働時間内にそれが出来れば、そのための休憩時間が与えられねばならない。

VI 関連点と打開策

1 政治的権利、教育の機会、特別保護を前提とした上での同一労働同一賃金等、インドネシア婦人は法的には、男子と同等の地位を与えられている。しかし、これらの権利が真に実質的なものとなるよう、婦人達は今日なおも、運動を続けている。他方、家族法の上では、婦人は未だに不利に扱われている。因みに、極めて有能で資格があり公職選挙の際、当然立候補が予想され乍らも、単に大家族という事の故にそれを断念した婦人達の例は決して少なくない。

開発途上国とその国民に特有な多くの問題に直面する一方、妻・主婦・コミュニティー・リーダー、勤労者としての多面的な活動に迫られる立場にあり乍ら、インドネシアの婦人にとっては家庭責任と社会活動のために必要な時間的余裕は皆無に近い状態である。婚姻法は、未だ存在せず、慣習法に頼っており、ために、著しく低年齢での結婚も、許容されている。更に、慣習法的な回教の定めは、いまだに、重婚を許している。それ故、ところによっては、上流の階級に属する男が多く妻を有する現象は珍らしくはない。回教色の強いコミュニティーにおいては、夫が一方的に妻をとがめ追い出すという専横独断的な離婚が今日、なおまかり通っている。

2 長期展望をふまえての発展政策の概略を示す「国家政策の基本的誘導指標」には、若い人的資源の開発の前提条件として婦人の権利ならびに家庭及びコミュニティーにおける婦人の地位の向上が必要であると謳われている。

国会に上程中の婚姻法草案には、結婚年令、重婚及び離婚に關して、明確な規定がもりこまれた。われわれは婦人の地位の向上を妨げているさまざまな妨害・障壁の除去に努め、婦人の地位向上の過程が停滞したり後退するのを極力阻止したい。

韓 国

報告者：ジン・スン・キム

(ソウル市ヤングジ婦人福祉センター所長)

I 序 説：人口と家庭の動向

1970年の国勢調査によれば、総人口、31,469,132人。その中女子は、その半数を少々上回る。人口伸び率は5年間に0.9パーセント低下した。(第1表参照)これは、大々的な産児制限政策に因る。政府は、出産年令に当る女子百万人に産制器具を配布し、男子については、生殖可能者20万人の精管切除手術を実施した。更に、その一環として「母子保健法」が改訂され、その結果、妊娠中絶が自由化された。他方、必要に応じ、流行性伝染病や遺伝性疾患の患者を強制的に去勢することも合法化された。

工業化の影響は、伝統的な大家族制度を次第に小家族に変えている。また、出産の減少と若夫婦の両親離れ、別居嗜好の傾向は、家族サイズの縮小、核家族化に拍車をかけた。

II 教育訓練と婦人

1 学校教育—韓国の教育制度は、小・中・高等学校、カレッジ、総合大学、大学院に分れている。即ち、6-3-3-4の学制が布かれている。

a) 初等教育—憲法の定めにより、6年間の小学校は義務教育であり

男女構成の率はほぼ同じである。修学年令人口の小学校在学率は、1950年には、57.6パーセント、1971年には96パーセントであったが、1972年には、97.6パーセントと過去最高を記録した。これは、先進諸国のそれにほぼ一致する。

b) 中等教育—は中学校3年、高校3年から成っている。1952年に従来の5年制を改めたもの。

c) 高等教育—現在、2年制短大13校、同学芸短大16校、4年制大学71校（内、大学院のあるもの66校）、看護婦養成大学23校、及びその他13校が設置されている。1974年現在、36074人の女子学生が13の大学に在学している。高等教育への婦人の関心の高まりと所得水準の上昇により女子の進学率は年々上昇している。

2. 職業訓練—1967年に職業訓練法が成立、公布され、熟練労働者養成のための組織的、恒常的な訓練計画の発足をみた。同法の制定以前には、若干の職業訓練高校と各企業がそれぞれの構内に独自にもうけている私営の施設があったにすぎない。

同法は42の重点的訓練分野を定め、その中の20をとくに婦人向けに指定している。

女子の技能修得のための代表的施設としては、各都市・道に婦人センターがある。これは、女子の遊休労働力の活用のために、特定の企業の協力により、主として、織物、手芸の技能の訓練・指導を行なっている。通常、不熟練労働者を対象に、ごく短期（3～12ヶ月）の初歩的訓練を提供している。所定のコースを修了した者は、訓練を主宰した企業により、雇用されるしくみである。

第1表 韓国の人口の伸び率

年次	1965	1966	1967	1968	1969	1970
人口伸び率%	2.8	2.7	2.4	2.3	2.2	1.9

第2表 年間生産年令人口及び雇用者数

(単位・1,000人)

	14才以上人口			雇用者数			女子の割合(%)	
	総数	男子	女子	総数	男子	女子	全労働者数に対する割合	男子に対する割合
1963	15683	7375	8309	7947	5146	2801	356	54.6
1964	16348	7718	8630	8211	5378	2383	35.1	52.6
1965	16591	7835	8756	8522	5499	3023	35.4	54.9
1966	16840	8010	8830	8159	5636	3025	34.9	53.9
1967	17169	8117	9052	8914	5763	3151	35.3	54.6
1968	17433	8164	9269	9261	5867	3394	36.6	57.8
1969	17579	8146	9333	9347	5998	3349	35.8	55.8
1970	17936	8512	9424	9574	6052	3522	36.7	58.1
1971	18369	8667	9702	9708	6095	3613	37.2	59.2
1972	18764			10026	6304	3722	37.12	59.04

資料出所：一年次統計—1964—1972年—韓国経済企画庁

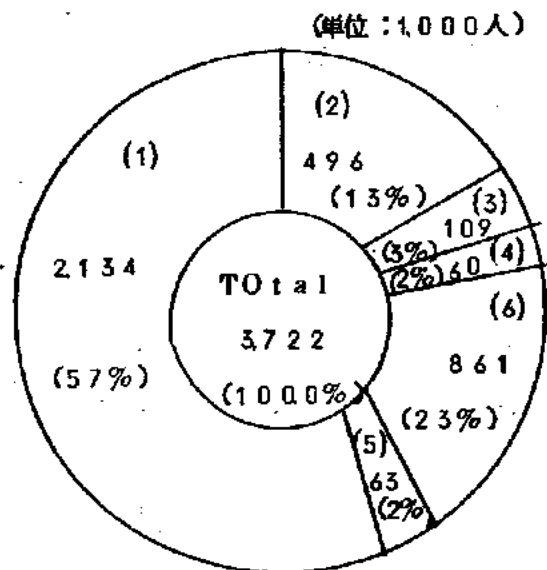
II 雇用と婦人

1. 婦人雇用の現状

経済開発計画の実施（1960～1969年）による経済の近代化は、労働市場への婦人参加を著しく促進した。1963年には、婦人雇用者数は2081,000人で、全雇用労働者の35.2パーセントを占めていた。1971年には、3613,000人に増加、雇用者総数に占める割合は、37.2パーセントに上昇した。ところで、婦人雇用者の大半は、不熟練労働、例えば、農産物等の販売に従事している。1972年には、女子の農業労働者は2134,000人で、女子労働者全体の57パーセントを

構成。これとは対照的に、専門技術職及びその関連分野に働く者は、20パーセント、また、事務職は3パーセントにすぎない。（第3表参照）

第3表 職種別女子雇用の現状



	千人
(1) 農・林・水産及び関連分野の労働者	(2,134)
(2) 販売関係労働者	(496)
(3) 事務 " "	(109)
(4) 専門・技術職及び " "	(60)
(5) 漁業・狩猟者	(63)
(6) その他	(861)

2. 問題点

近代化、工業化の進展にも拘らず婦人労働者は、依然として、前近代的な状況下におかれている。問題点としては下記がその主なものである：

- ① 雇用の不安定
- ② 結婚による雇用機会を失
- ③ 職業訓練の欠如

- ④ 労働市場の需要予測の欠如
- ⑤ 賃金の決定的要因たる資格の欠如
- ⑥ 男女差別的な甚だしい賃金格差。
- ⑦ 労働福祉に対する使用者の無理解・無関心。

3. 労働福祉

A 労働基準法は憲法の定めにより、労働条件について、詳細に規定している。とくに、女子・年少者の保護については、数多くの特別規定をもうけている：一

- ① 労働許可の最低年齢は満13才で、これは、義務教育の終了年齢に相当する。
- ② 女子及び18才未満の年少者は夜間及び休日の労働は（保健・社会省の許可なしには）認められていない。
- ③ 女子・年少労働者を健康に有害な労働に従事させる事はできない。
- ④ 使用者は、女子労働者から請求があれば、毎月1日生理のための有給休暇を与えねばならない。
- ⑤ 産前産後60日間の有給休暇を与えること。満1年未満の嬰兒のある女子労働者の請求に応じて、毎回30分以内の授乳時間を1日2回与えねばならない。

B 婦人相談課

女子の労働条件の向上と雇用促進のために、婦人相談課が設置されている。これは雇用関係業務を所掌する労働局の管下であり、全国各地に25ある。

IV 政治・社会的分野と婦人

韓国の憲法は、性による差別は、政治・社会・文化・経済のいずれの側面においても禁じている。

女子の公民権は何物にもまして、公平に行使されている。次の数字は、

(第4表) 1967年の第3次大統領選挙の投票結果をあらわす。

第4表 投票率

性別	選挙人	投票者数	投票率
男子	6889925人	5808135人	84.3%
女子	7045168	5844768	82.9

近代化が進むにつれて、婦人の地位の向上をめざす運動も次第に活発になってきたが、女子は未だにきわめて低い地位に甘じなければならぬ状態であり、なかんずく、雇用の面において、そうであるといえる。

ラオス王国

報告者・ドクター・スーヴァン・キャティ・フィニス

・(厚生省薬務局長代理)

I 序説

ラオスは開発途上にある農業中心の小国である。総面積は、236000 Km²に及ぶが、住民は僅かに300万人にすぎない。女子人口はその半分である。隣国から侵略を受け、20年以上にわたり、平和は保たれていない。

II 婦人の地位の現状

1 概観—ラオスの女性の地位、社会的評価については、古来、この国に伝わる下記の諺から、うかがい知る事ができよう—

- イ) 貴家の米は真白で清潔だ、何故なら君には働き者の娘がいるから。
- ロ) 貴家のスープはとてもおいしい、そのわけは、味のよい魚ソースのせい。
- ハ) 貴家はいつも美しく整頓されている。それは聡明で創造性豊かな奥さんのおかげ。

女性を弱者と視る点では、ラオスもまた土地の多くの国と同じである。成年に達するまで、女子は両親の庇護の下におかれる。娘が、結婚後引き続きその夫共々両親の許に滞まるのは決して珍らしくはない。

2 教育と婦人

婦人が出歩くこと、家庭の外で働くこと、故郷や両親の許を遠く離れて働くことは、いずれも社会的には歓迎されない。この事は、従来、女子が高等教育の機会に恵まれなかった理由を物語っている。一般的に、ラオスの女子にとっての学校とは、ただ読み書きを習うためのものと考えられている。けだし、大都市や海外での生活が予期される場合を除いて女子が高等教育を受けることは稀である。

3. 家庭と婦人

通常、婦人は家庭で、家事労働に従事している。家事労働の他に、女子は家庭内のすべての事柄についても責任を負っている。更には稲田での労働、脱穀作業、泉からの水汲み作業等もすべて彼女達の手に委ねられている。

4. 婦人と雇用

① 社会的、経済的な現実の環境は、ラオス婦人の思想の近代化のために大いに役立った。現在、若い世代のための教育職、公務等、雇用されて働く婦人は次第にふえている。既に20年以上にわたり、続行されている戦争も亦、婦人を変容させるのに役立った。

② 勤労婦人が今日なおも直面する困難として、次の点が指摘できる――

イ 教育の程度が低いため、低収入である。

ロ 子供の多い婦人は、保育所がないため離職せねばならない。

ハ 産業が極度に少ないため、職が少ない。

③ 女子の職業でめばしいものといえば、公務があるにすぎない。しかし、中・高年女子で公務に就く者は少数である。

最近女子公務員の権利に関する規定が改定され、夫が政府職員でなく、貧しい者に対して、その扶養する子供について、手当が支給されることとなった。

5. 法律と婦人

ラオスの法律は男女に対して、同等の権利を与えている――これは、

雇用、参政の機会のいずれについてもいえる。現に、女性も国会議員として、選出されている。しかし、その男女比率は2/60ときわめて低い。

ラオスの婦人は如何なる行為――たとえば、それがごく平凡な物品の売買のような行為であっても一について、夫の同意を必要とするとされている。いわば、物事の決断は夫の手にあるわけである。他方、男達は、一夫多妻を認められている。

■ 今後の課題と対策

現在、ラオスはあらゆる分野において発展途上にあり、男子労働力を必要とすると同様、女子労働力に対する需要も極めて、多大であることはいうまでもない。国力の伸長、発展のために一層多くの婦人の労働力参加が要請されているゆえである。この要求に応えることは、婦人が社会的、政治的にまた、家庭内において、婦人の能力に対する人々の理解を深め、従って、地位の向上に通じるところとなる。婦人の社会参加、労働力参加が促進されるためには、婦人達の自己啓発、教育・訓練への努力が不可欠の要件として指摘される。

ス リ ラ ン カ

報告者：K. I. ウィックラマシンジ

〔スリランカ国計画実行省・局次長〕

I 序 説

「男性（中心）世界における婦人の地位についての意見は、絶えず変化している。しかし、古代社会の女性の地位は奴隷の身分さながらであった、という意見や変化はすべて、改善をもたらした、との解釈は正しくないといえる。他方、進歩がはっきり認められたのは法律上のことである、ということ、これは、まぎれもない事実である……。しかし、社会的偏見や、社会の大半の人々の拒否的態度のために、法の精神が殺されてしまうというような事態に馴れ、何とも思わなくなっている……。以上は、アジアの婦人の地位についてのガイジャヤラミ・バンディット夫人の総括的意見であるが、まさに、スリランカの婦人の地位を要約したものともいえる。

II 有夫婦人の権利

憲法により、女子は地位の平等を保証されている。一連の他の法規も婦人の権利の安全を保障する筈のものである。婚姻上の権利法、相続法及び有夫婦人の財産法は、有夫婦人に対して動産、不動産の所持、購入、売却の自由を認め、且つ、商契約を結ぶ権利を与えている。有夫婦人財産保護

法は、妻の財産が不当に侵害されたばあい（夫をも含めて）誰でもを相手に、民法上の賠償の要求、その他、財産の保全・保障のため、補償を受ける権利あり、としている。

III 勤労婦人の権利

働く婦人は、下記の法律により保護されている。—

- 1 1956年の若年女子・児童雇用法（1964年改正）＝18才以上のすべての女子の午後10時～午前5時の夜間就労を禁止するもの。但し、或種の例外（例えば、保健サービス関係の女子への適用は除外）あり。且つ、18才未満の年少者の夜間雇用を禁止している。
- 2 母性給付法＝女子の肉体労働者の保護法。工場・農園で働く労働者に、42日間の母性保護休暇を与えることを規定。この間の現金給付は賃金の6/7である。
- 3 商店・事務所雇用労働者法＝42日間の母性休暇（完全有給・休日は通常通り）を与えることを規定。該当者には差別なしに与えられる。
- 4 鉱山女子雇用法及び鉱山法＝これら二法は、地下労働に女子の雇用を禁止。
- 5 酒造場における女子の雇用は国内消費税法関連の法令により禁止されている。

筋肉労働以外の女子労働者は、同種の職務を遂行する男子の同僚と賃金について同等に遇される。

IV 家庭・社会における実態

社会慣習の中で、女性蔑視が遺っており、ことに農村部では根強いものがある。この古い思想は、西欧文化の流入により、急速に、侵食されつつある。しかし、洋風化され、比較的教養の高い男性の中でさえ、實ては、全久男子に限られていた。雇用の機会を女子がつかむのを嫌悪する者が、

未だにあとを絶たない。男性と自由に交際する女子は疑惑視され、また、離婚者、未亡人、子を生まない女をさげすむ風潮が強い。

家庭生活の面でも、これと同様のことがいえる。女子の役割についての古い思想—いわゆる良妻賢母のたぐいの考え方—が今尚、強くのこっている。妻は、重要と思われる事については、すべて、相談をかけられるが、最終的な決断は夫が行う。夫婦の間の役割分担は、今も尚、非常に明確である。什器類の洗い磨き、料理・洗濯のたぐいは、今もって、妻の役目と考えられており、さような仕事をする事は、男の権威の低下をもたらすとの強い風潮がある。家族法は、夫を家庭の頭とし、仮に離婚の事態に陥った場合、夫によほどのこと（例えば、極度に不道德とか、酒飲み等の証明）がない限り、子供の親権は父親たる夫に属し、従って、夫に引きとられることになる。

V 教育と婦人

教育について、男子と同等の機会を有し、1945年に、義務教育無料制度の発足以来、読み書き可能者の人口比率は、驚異的な上昇をみせた。

即ち、1946年、それは男子71.1%、女子43.8%であったのに対し、1963年の国勢調査では、男子、79.4%、女子、63.8%と著増した。

1969年10月～1970年9月の期間中、高等教育の府に在籍の学生の男女別数字は、次の通り：—

	男 子	女 子
全 大 学 校	6 8 3 5 人	5 0 2 4 人
法科系カレッジ	2 4 1	7 3

高等教育の機会を求める女子進学者は激増しており、他方高学歴のある者で、生業中の女子も亦、増勢にある。例えば、大学卒業資格を有する求職者の4.4%は女子である。これまでは、女子未踏とされていた、職業分野へ進出する者も次第にふえ、女性管理職、辯護士、医師、エンジニアの

出現をみている。1963年の国勢調査によれば、女子の有給雇用者数は、5083390人。男子雇用者は、5428674人である。（全雇用者数は1050万人）下記は、主要職業群別のその内訳である：—

	男 子	女 子
1 専門・技術職	8 8 2 8 7 人	5 5 8 4 1 人
2 管理・監督職	3 1 4 5 5	1 0 9 3
3 事 務 職	1 1 1 4 8 1	6 7 6 9
4 販売・関係職	2 0 0 3 1 3	1 2 2 7 8

VI 政治と婦人

スリランカの婦人は、全アジアで女性にして最初に選挙権を獲得した。それにもまして、スリランカこそは、世界最初の女性宰相を生んだ栄誉を担うもの。女性首相の下、女性副大臣も出現、更には地方の政府施設で、婦人の長によって管理運営されるものも少くない。

V 問題点

克服を要する最も深刻、且つ、重要な問題、それは、人々の間に根深くのこる社会的偏見である。

求人の際、少い乍ら、男女差別はまだ、のこっている。それは、社会的偏見と、古風な考え方に原因するといえる。目ざわりな悪例として、国の行政にたずさわる官吏の求人状況がある。婦人の採用は、欠員の僅か1割に限るという制限がもうけられている。これまでに、治安判事、裁判官、その他の高位の行政官職に女子を任命した例はない。ところが、女子を高位のポストにつけることを禁止する条項は存在しないのである。1970年に政府が学卒失業者の雇用促進を目的に、学卒者訓練計画の発足の際、女子大卒者の配置にあたって、人事当局は非常な困難を味わった。各省庁部局の責任者が女子の雇用に極度に消極的で、雇用計画の規定による割合

(1:3)に対してすらも、難色を示したためである。

女子への差別・偏見の打破は緊要であり、そのためには、全セイロン婦人会議のような団体に、諮問的性格と地位を与えるべく、政府への強力な働きかけが要請される。更には、女子労働者のための労働法規の適用の強化をはかる必要がある。そのためには、政府の労働部の女性スタッフ（労働担当官、その他高級官僚）の強化とともに、女子役職者を長とした、女子労働保護のための専用部局の設置がのぞましい。

最後に、子供の後見・保護に関する家族法の改正については、両親の離婚等の事態において、いずれが子供の後見・保護に責任を負うべきか、紛争解決を容易にするため、早急に実現されねばならない。

マレーシヤ

報告者：キャサリン・チャン・ツー・フィー

(労働省、労働事務官)

I 概 観

マレーシヤの総人口は、1,250万人、その中女子は、約600万人を数える。憲法は、すべての婦人に対して男子と同等の権利を保証しているのをはじめとして、法的には、男女平等は確立されている。しかし、社会的・宗教的な風習や偏見の故に、社会の実情の中では、きわめて低い地位に甘んじてこななければならなかった。そのような状態にあり乍らも、過去2-3年来、その活動分野のあらゆる領域において、大きい前進が認められる。

婦人の地位の実情を物語る例として、家庭生活の中で、伝統的に家政婦的な役割を課せられる傾向がみられ、旧家では、とくにそうである。このことは、更に、旧い家々の旧世代の間で、重婚が高率を示している事実にも明らかである。

他方、若い世代による新家庭にあつては、妻が家庭の外に職を求めることは、今日では、さほど珍しいことではない。いうまでもなく、家計補助のためであり、家庭内での婦人の地位を高める結果となっている。

II 教育訓練と婦人

教育訓練のための門戸は、女子に対しても等しく開放されている。しかし乍ら、この分野においてすらも、古来の偏見、因習がわざわざして、その活用を阻んでいる。例えば、家庭における進学の場合は男子に優先的に与えるのが慣習となっている。いうまでもなく、男子を一家の働き手—ブレッド・ウイナー—と見る、マレーシア古来の考え方の故である。貧国のために、小学校や中学校に在学中、苦しい家計を助けるために、中退、就労を余儀なくさせられることは決して稀ではない。しかし乍ら、かような後進的な現象がいまだに散見されるにも拘らず、女子の学校教育についての統計は、下記の通り、必ずしも悲観的なものではない：—

初等教育（6年間）終了者—該当女子人口の66%

中等教育（9年間） “ — “ 39%

大学在学中の女子—全在籍者の40%を構成

1972年の大学卒業生総数8052名中、その44%は女子（*註：卒業生名簿による）。

II 労働市場と婦人

1. マレーシアは440万人の労働力を有し、うち女子は、50パーセントを構成している。伝統的に、女子の雇用は、農業分野に限られてきた。それは、この国の経済が、農業主体のものであることにも原因している。女子労働力人口の約65パーセントは、農家及び無報酬の家族労働に従事。この数字は、全国の農業労働力の50パーセント以上を占める。しかし、近年、女子雇用の地図には、異変がみられるようになった。従来は男性に限られていた領域への女子進出のためである。新しい分野での女子の占める割合は次の通りで、これは、最近2—3年来の現象である。行政関係の要職・管理職・会社重役等—5パーセント、専門・技術職と関係分野—32パーセント、事務職—21.9パーセント。他方、重い肉体労働の職種、最高度の専門職への女子の進出には、未だに強い抵

抗がある。

1965年、全国人口の65パーセント相当の失業者が出たが、1970年には、8パーセントにまで上昇した。かように労働力過剰の状態は、女子労働者にとっては、尚更に不利に作用していることは、いうまでもない。けだし、マレーシアの使用者も亦、一般的に、女子に対して、偏見を抱いている故で、体力が劣る、欠勤し易い、管理し難い等の理由を挙げている。

2. 労働保護—法律は、原則として、午後10時以後の女子の就労を認めないことになっている。それ故、深夜のシフトを含む交替制労働のばあい、いきおい男子が優先的に採用されることになる。女子に深夜の就労を例外的に認めるケースもあるにはある。しかし、実際問題として社会的、家庭的な実情が実行を困難にしている。

女子労働者がひとたび雇用されれば、同一労働同一賃金の適用を享けるたてまえとなっている。これは、公共機関、私企業の両分野共に通じて、そうである。

IV 婦人と政治

婦人はこれまで、常に選挙権を保有し、公共生活の中で、重要な役割を果たしてきた。しかし、活潑に政治活動を行なっているのは、ごく一部の婦人にすぎない。因みに、下院の議席144の中、女子は僅かに5議席を。

18人の閣僚の中で、婦人大臣として、唯1名、社会福祉相が任命されているにすぎない。

各政党は、党内に婦人部をもうける事を奨励し、且つ、婦人達が政策の立案その他に積極的に参加、活動する事を歓迎。解放された世代の母性達の間では、政治参加も次第に活発化しつつある。

V 今後の課題

婦人の地位の向上のため、当面の問題として、婦人に対するもろもろの社会的偏見・障害の打破がある。これらの問題は、各民族・宗教グループによって、相異なり、多様であり、政府の手で、総括的に解明することはきわめて困難である。多種多様な、民族・宗教グループより成る国の政府として、施政の方針は、全般的、共通的な政策のみを実施することとしているためである。個々の婦人の一層の努力、活動が期待されるゆえん。

他方、政府においては、婦人の地位の向上と保護に努めることとし、そのための法案を準備中である。その一例として、「婦人・児童法」(履行と維持：1966年に発効)がある。これは、結婚が破綻に至ったばあいあるいは、遺棄などによる、妻子の生活難を防ぐことを目的に、扶養費や別居手当の請求権を法的に保証しようというものである。

重婚の非合法化：—マレーシアの比較的旧い家では、重婚の風習がまかり通っていることは、さきにふれた通りである。これは、結婚の登録を義務づける法律の欠如にも原因している。

重婚に因る弊害—主として、夫や父から遺棄された妻や子供達の生活難—を防ぐ必要は認められ乍ら、永年の間放置されてきた。最近になって、しかし、漸次法の改正(結婚・離婚法案)への動きが生れ、次第に進展をみている。恐らく、1973年末までには、議会に提出の運びとなろう。それが成立のあかつきには、結婚登録の義務づけ、ならびに、重婚は不法行為として取り締りの対象となることが期待されている。

婦人班の新設：—婦人の地位の向上のための施策の一環として、労働・労働力省の中に婦人班(The Women's Unit)が設けられた。

その所掌範囲はおよそ次の通り—女子のための諸種の訓練及び問題処理のためのセンター的施設、托児施設その他家事作業の省力・援助のための施設等の設置。家族計画普及のための施設、啓蒙指導プログラムの提供その他。

フィリッピン

報告者：マラー・P・マグト

(社会省Marilachills 担当官)

I 概観：都市化と婦人

フィリピンの産業構造は、従来、農業中心的なものであった。しかし時代が進むにつれて、次第に、その状態を脱却、第2次・第3次産業的な性格を強めつつある。こうした傾向は、当然、人々の生活、意識にも反映社会全体が、ゆるやかに、都市化の過程にある。

社会の近代化、都市化とともに、婦人の生活にも影響がみられ、殊にそれは、雇用面において顕著である。とかく、家庭にひきこもり勝ちであった慣習をのがれ、有給の仕事に就く者が斬増。いわゆる「男性領域」への進出も少くない。因みに、1972年6月現在、20人に1人の女子が管理的なポストに就いている。

II 法制上における婦人の地位

1 政治関係

婦人参政権が実現をみたのは、1973年であった。爾来、フィリッピン婦人は、選挙権の行使の面のみならず、被選挙者としての権利の享受の面においても資質の向上に努めてきた。

2 民法関係

婦人の権利に関して、フィリッピン改正民法は、次のように改善、規定されている。

イ 結婚についての婦人の同意は、その自由意志に基づくものであるべきこと（第53条）

ロ 明らかに、妻の所有に帰すると目される所有物、所持金、利用価値の高いタイトルのたぐい等についての所有権の保証。（第135条）

ハ 妻は、その所有に帰する金品、その他の財産を譲渡、貸与、その他の経済的行為を行なうにあたっては、とくに、夫の同意を必要としない。（第140条）

ニ 夫婦の共有財産と目されるものについては、その処分にあって、妻の同意が必要である。（第140条）

ホ （伝統的に）「家庭の女王」と考えられている妻・母親としての、家庭の管理に対する責任と福利の保証と再確認。（第115条）

Ⅱ 問題／分野別にみた婦人の地位

1 家庭と婦人

家庭における婦人の地位を象徴するものとして、主婦には、次の点について、責任があるとされている。

1 こどもの養育としつけ……殊にしつけについては、母親の手に負えないような事態——いわば危機——に至った時以外、父親は介入しない慣わし。

2 家庭の管理一切……家族のための料理、買物、家屋の清掃、維持等。

◇ 要するに、主婦に期待されているのは夫が後顧の憂いなく、職業に専念できるようにする。休息の場、労働力再生産の場としての家庭を管理・充実させること等である。

しかし、かような伝統的な主婦の役割も、労働力としての女子へ

の期待の高まりとともに、変わりつつあることはいうまでもない。

2 教育訓練と婦人

(1) 家庭教育

女子は幼時より、料理、買物、裁縫、掃除更には弟妹の世話の仕方等を教えこまれる。これは、農村、都会の別なく、通常の家庭においては、ごく普通のことである。家庭内において、円満な人間関係を保つ上で、また、地域社会の一員として、学校、保健、ビジネス、レクリエーション等、様々な行事に対して積極性を養うため、重要と考えられてきた。

(2) 学校教育

フィリッピン文化の中で、早くから、教育は、個人にとって貴重な資産であると信じられてきた。殊に経済的條件の改善向上のための手取り早い方法として、尊重されてきた。それ故、多くの親は、この点については、子供の理解を促がすことに努めている。

高等教育を志向する婦人の数も漸増している。とくに、都市地域では、大学院以上の専門教育を受け知的職業を志向する者がふえる傾向にある。それは主として、教職、看護婦、ソーシャル・ワーカー、薬剤師というたぐいであり、その給料は比較的低い。これらの女子プロフェSSIONナルが全労働力中に占める割合は55パーセント。平均的な勤労婦人の教育水準は、大学教育の第1年終了程度とえられる。

(3) 労働市場と婦人

産業の近代化は、多数の婦人を工業分野に誘致する結果となった。このことは、1972年11月の統計に明白にみられる。

フィリッピンの全労働力人口は、13294001人を数え、中、1258200.0人が雇用されている。雇用人口全体の中、女子は、32パーセントを占め、5人対2人、また、家事サービス分野において、5人対1人の率をもって、男子を雇っている。女子労働者全体の中、

有夫者は1/3。

しかし、使用者の多くは、有夫の婦人の雇用については、極めて、消極的である。それは、他国にも例がみられるように、(フィリピンの法律「婦人・児童労働法」の中にある)母性保護休暇の規定が原因している。このことは、しかし、労使双方にとっては、由々しき問題——一種の差別である。

Ⅶ 問題点と解決策・勧告

- 1 有夫の婦人達を悩ましている問題としては イ) 保育所その他の福祉施設の不足、ロ) 家族計画に関する情報や資料が手近に、もしくは容易に得られないこと、ハ) 8時間労働に関する違法の問題をはじめ、ニ) 労働力利用のための工夫や活用の問題がある。

◇ これらの問題点の解決策として、前出の「婦人児童労働法」が最近次の点に関して、修正された。

イ) 慈善団体・施設の職員、ナイトクラブのホステス等にも、同法を適用する。ロ) 禁止的労働時間の修正。ハ) 性別、ならびに婚姻上の身分(有夫か否か)を理由に、雇用上の男女差別を根絶すること。

- 2 女子労働者(全労働者の51%)の大部分は十分に活用されていないし、また、訓練もゆきとどいていないという事は、衆知の事実である。このことは、フィリッピン国の雇用に関するレニ報告(The Ranis Report)によっても明らかである。このレポートは、労働力の伸長に関する将来への展望には楽観できないものがあると指摘している。

◇ これらの点を緩和するため

- イ) 農村地域の開発のための労働力対策の充実・強化
- ロ) 中小企業の発展のための労働力の充実
- ハ) 女子労働力の資質向上と活用が必要であるとされている。

- 3 フィリッピンの人口は、年30.1パーセントという高い増加率を示し、近代的な意識に目覚めた婦人達にとっても、関心事となっている。

この点に関して、政府の側においても、家族計画のための啓蒙プログラム、サービスを用意。これは、家庭、職域の両方で利用できることになっており、婦人達の熱心な参加協力が望まれている。